

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年9月11日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館  
理事長 樗木 等

## 1 競争入札に付する事項

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 調達物品名及び数量 | 更衣室ロッカー 一式                        |
| (2) 調達物品の特質等  | 入札条件書のとおり                         |
| (3) 納入期限      | 令和7年3月31日                         |
| (4) 納入場所      | 佐賀市兵庫南3丁目7-17<br>佐賀県医療センター好生館看護学院 |

## 2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たした者でなければ、本入札に参加することができない。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）」第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 入札参加申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止措置若しくは指名停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札手続に関する事項

#### (1) 担当部署

〒840-8571

佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

電話：0952-28-1153、FAX：0952-28-1253

#### (2) 関係書類の交付期間及び交付方法

令和6年9月11日（水）から令和6年9月27日（金）までの間、佐賀県医療センター好生館のホームページ（<http://www.koseikan.jp/>）に掲載する。

#### (3) 入札説明会

実施しない。

#### (4) 入札参加申請

ア 本入札への参加を希望する者は、入札参加申請書（様式1）を令和6年9月26日（木）16時までに、3の（1）の部署に持参又は郵送（同日時必着）すること。

なお、郵送の場合は、郵便追跡サービスを利用できる書留やレターパック等で送付することとし、「入札参加申請書在中」と明記すること。

#### (5) 入札の方法、入札書（様式2）の提出期限、提出先及び提出方法

##### ア 入札の方法

持参又は郵便による入札

##### イ 入札書の提出期限

令和6年9月30日（月）16時（必着）

提出期限を過ぎた入札書は、いかなる理由があっても受け付けない。

##### ウ 提出先

3の（1）の部署

##### エ 提出方法

①提出は、持参又は郵送（「簡易書留」又は「一般書留」）すること。

②封筒表面には、「入札書在中」と明記すること。

③封筒裏面には、「物品名」「入札者名」「入札者の所在地又は住所」を明記すること。

④入札書は、中封筒に入れ、中封筒表面には、「物品名」「入札者名」を明記し、フリップ部分（のり付けする部分）の中央に入札書に押印した印鑑により封印すること。

⑤持参する場合は、上記②及び③の外封筒を省略することができる。

(6) 開札の日時及び場所等

- ア 日 時 令和 6 年 10 月 1 日 (火) 午前 10 時 00 分
- イ 場 所 佐賀県医療センター好生館 本館 2 階 応接会議室 A
- ウ その他 開札は、当該入札事務に関係のない当法人職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札に関する事項

- ア 入札は、入札参加申請者が行うものとする。
- イ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）を記入すること。

(8) 交渉権者及び交渉順位の決定方法等

- ア 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者を交渉権者とする。
- イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行うこととし、再度入札の方法については、応札者に対して別途通知する。
- ウ 交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。ただし、最も価格の低い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。なお、この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- エ 交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。

(9) 交渉の実施及び契約の相手方の決定

- ア 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、最高順位の交渉権者と価格交渉を行う。
- イ 交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とする。
- ウ 交渉権者との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者又はその代理人と価格交渉を行うことができる。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

- ア 入札参加資格のない者
- イ 本入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 金額を訂正した入札書を提出した者
- カ 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効であると認められる入札書を提

出した者

ク 1人で2以上の入札を行った者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合の損害は、入札参加申請者の負担とする。

ア 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

イ 入札参加申請者及びこれに関係する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定により免除する。

(4) 個人情報の保護

佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）を遵守すること。

(5) 談合情報

ア 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

イ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) その他

本入札の執行については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則の定めるところによる。

様式 1

## 入 札 参 加 申 請 書

年 月 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館理事長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

令和 6 年 9 月 11 日付で公告のありました 更衣室ロッカー 調達業務の入札への参加を申請します。なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- 4 入札参加申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止措置若しくは指名停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- 5 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式2

# 入 札 書

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 理事長 様

本書のとおり入札します。

入 札 金 額 (税抜)	
--------------	--

## 内 訳

品 名	数 量	金 額
更衣室ロッカー	一式	

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印